

VIII 苦情・相談事例

1 手巻寿司にビニール片の混入

<苦情内容>

手巻寿司を製品表示に従って海苔巻き状にした後、喫食したところ口の中に違和感を感じた。吐き出したところ、ビニール片であった。

<調査結果>

1 異物の調査結果

異物は約 $3 \times 8 \text{ cm}$ の三角状合成樹脂片であった。また、端から 1 cm の部位に幅約 5 mm の赤い線が認められ、製品の包装材とは異なるものであった。

2 製造施設の調査結果

製造施設の調査を行ったところ、当該異物は具材を入れた酢飯を成型機で成型する際に使用している内フィルムであることが判明した。

製造工程は以下のとおりであった。

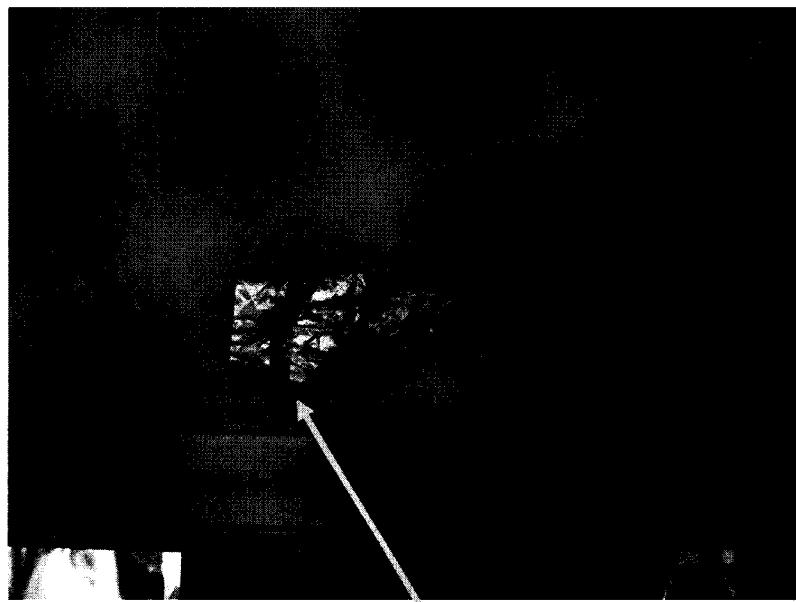
- (1) 手巻寿司用成型機にて内フィルムの上に酢飯を載せる。
- (2) 具材をホッパーに投入し酢飯の上に一直線に絞る。酢飯で具材を巻く。
- (3) 内フィルムごと具材を巻いた酢飯がカットされる。
- (4) 内フィルムを手で剥がし、包装機にセットされた海苔入りフィルムの上に載せ、包装する。

混入の原因としては、内フィルムに巻かれた酢飯をカットするカッターの切れ味が低下し、内フィルムの切り口に裂け目が生じた結果、手で内フィルムを剥がす際に切れ端が製品に残ったためと推察された。

<指導及び改善状況>

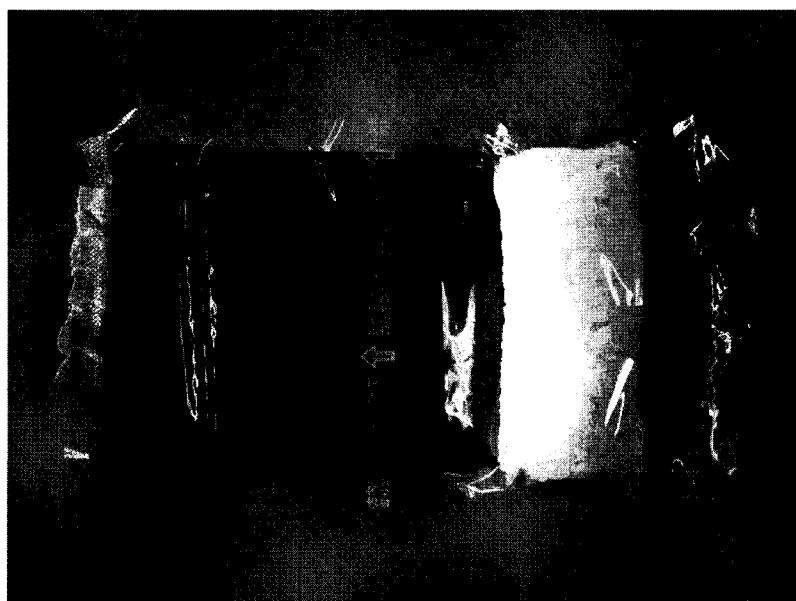
- ・ 施設内の清掃を実施すること。
- ・ カッターの交換頻度を週1回から週2回に増やす。さらに、製造数が増加した際はその都度交換する。
- ・ 内フィルムの目視確認を容易にするため、全面着色されたフィルムに変更する。等

資料提供：埼玉県、文京区



混入していたビニール片

端に赤い線がある



具材が巻かれた酢飯を海苔で巻いて喫食するものであった。

※ 画像の製品は参考品であり、苦情品とは別の製品である。

2 タブレット状食品に赤色斑点

<苦情内容>

開封後約2ヵ月経過したタブレット状の食品に赤色斑点が付着していた。

<調査結果>

1 苦情品の調査結果

保健所で当該食品を確認したところ、表面に大きさ約0.5mmの赤色斑点が混入していた。また、食品を割ってみたところ、その断面にも同様に混入していた。

2 製造施設の調査結果

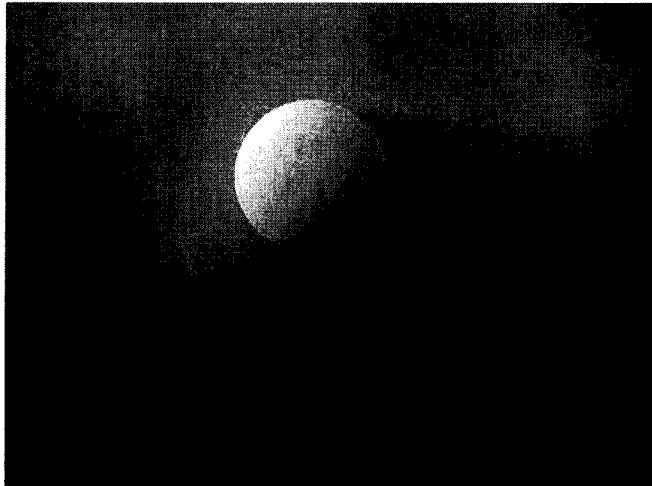
当該製品は、バルクで納品されたものを小分け製造したものであった。製造及び充填時の点検票の確認や作業所内では同一商品のみを販売していることなどから、他製品との詰め間違いの可能性は低いと考えられた。

保存検体を確認したところ、ある一定の期間が過ぎたものは苦情品と同様な斑点が発生していることが分かった。製造者が再現試験を実施したところ、苦情品と同じ配合の食品は、室温保管の条件で6日目に赤色斑点が出現し、21日目には苦情品及び苦情品と同一ロット保存検体と同様な状態となった。さらに、苦情品の赤外吸収スペクトルを測定した結果、波形が苦情品と同一ロットの保存検体とほぼ一致し、異物等の混入ではないと考えられた。原因としては、食品の原材料であるタンパク質と乳糖又はタンパク質とビタミンCが相互作用し、赤色斑点が出現したものと推定された。

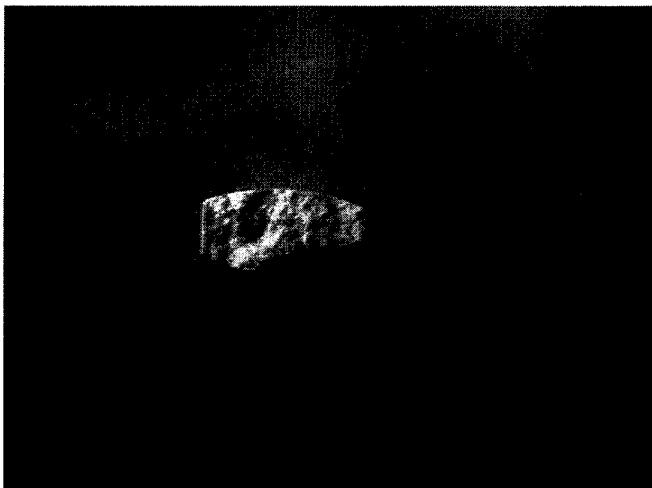
<指導及び改善状況>

- 当該製品の原材料配合を見直す。
- 新配合が決定し、製造を行うまでの間、食品の色調変化が配合成分に由来する旨の注意書きの添付等を実施する。

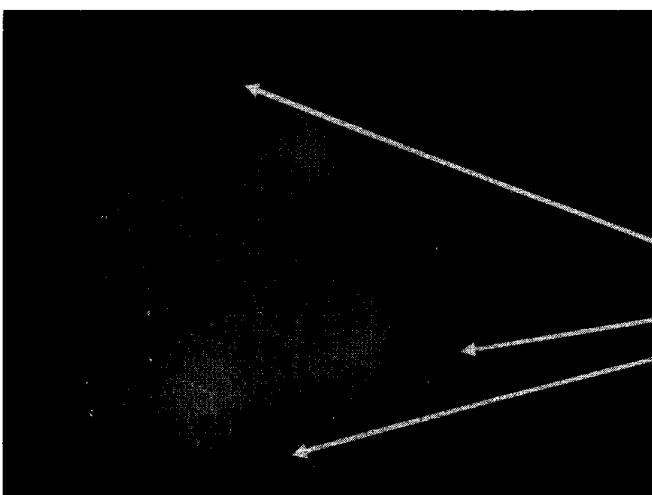
資料提供：静岡市、世田谷区



食品の表面に出現した
赤色斑点



食品の断面にも認めら
れた。



顕微鏡写真

赤色斑点

3 菓子パンに毛様異物

<苦情内容>

コンビニで購入した菓子パンを喫食していたところ、内部のパン生地に毛様の異物が付着していた。

<調査結果>

1 異物の検査結果

異物を登録検査機関で検査したところ、異物は茶色、微小であり、鏡検の結果、昆布の微小片と推定された。

2 製造施設の調査結果

製造工程は以下のとおりであった。

- (1) パン生地用原料を計量 → 混合して生地仕込み → 分割 → 生地を冷却→ 圧延→生地分割
- (2) さつまいも餡（仕入れ品）を練り機にいれ圧延・分割した生地に絞りのせる
- (3) 生地で餡を包み成型 → ホイロ → トッピング → 焼成 → 冷却 → 包装 → 金属探知機 → 箱詰め → 仕分け → 出荷

当該製品の原材料である「さつまいも餡」を調べたところ、「とろろ昆布」が使用されていることが判明した。

以上のことから、「さつまいも餡」に使用されていた「とろろ昆布」が、パン生地に付着し毛様異物と認識されたものと考えられた。

<指導及び改善状況>

- ・ 施設設備、取扱いについて衛生管理を徹底すること。
- ・ 製造にあたっては使用する原材料を十分把握すること。

資料提供：千葉県、千代田区



パン生地に付着
した毛様異物



毛様異物
(拡大)

4 ミネラルウォーターから消毒臭

<苦情内容>

輸入品のミネラルウォーターを喫食したところ、薬品臭がした。

<調査結果>

1 販売店の調査結果

保健所が販売店を調査したところ、未開封同一ロット品からも苦情品と同様に薬品品臭（消毒臭様）を認めた。

2 苦情品の検査結果

健康安全研究センターにて苦情品、同一ロット品及び別ロット品の官能検査を実施したところ、苦情品及び同一ロット品で微かに薬品臭を認めた。別ロット品の臭は異常を認めなかった。また、これらの検体について、ノナン酸の検査を実施したところ、別ロット品に比べ、苦情品及び同一ロット品はノナン酸の検出量が高かった。

3 輸入者の調査結果

輸入者を調査したところ、同一ロット品について、販売代理店から同様苦情が寄せられていた。この際、異常品を原産国製造者に送付しており、検査を実施していた。この検査では、異常品と正常品とで比較検査を実施しており、異常品からノナン酸の分子を認めるというものであった。ノナン酸の用途を調べたところ、機械の潤滑油、塗料、ガソリンの添加剤として使用されているとのことであった。日本に配送された際に使用したコンテナの使用履歴を確認したところ、今回異常が発生したロットの製品の搬送前に、トラクターの機械部品の搬送が行われていた。また、当該商品は6本ごとにシーリング包装されていたが、完全に包装で密封されてはいなかった。

以上のことから、原産国から日本へ船で運搬中（約2ヶ月）、コンテナで当該商品に臭いが移ったものと考えられた。

<指導及び改善状況>

- ・ 輸入者が当該ロット品の自主回収を実施（調査時点ですでに実施中）
- ・ 回収品の処分報告書の提出を指示
- ・ 原産国の製造者による商品積載時のコンテナ内管理の徹底 等

資料提供：石川県、渋谷区

無断転載を禁ず

平成 18 年度 食品衛生関係苦情処理集計表

平成 20 年 3 月発行

登録番号 19(516)

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5321-1111 内線 34-371
ダイヤルイン 03-5320-4404

印刷 よしみ工産株式会社
東京都文京区本郷3丁目26番1号
電話 03-5802-5601